

事業名	労使関係調整費		
細事業名	中小企業労働相談事業費	財務コード	105202
担当部課室	産業労働 部 労政雇用 課 労政 担当 (内線)	4807	

## 事業の概要

実施期間	始期 S55 年度 ~ 終期 年度
実施主体	県(直営)
事業の目的	だれ(何)を対象に 中小企業事業主及び勤労者 その対象をどのような状態にして 相談者の労働問題に関する不安や 悩みが解消されている 結果、何に結びつけるのか 労使関係の安定
事業の内容 主にH27年度	中小企業労働相談所(県民生活センター内)に労働相談員( )を配置し、中小企業の事業主及び勤労者からの労働相談に当たるとともに、必要に応じて関係機関への連絡・紹介を行うことで問題の解決を図る。  専門員1名(県民生活センター)、非常勤嘱託1名(地方相談室[南都留合同庁舎内]) H28年度当初予算では非常勤嘱託職員2名分の人件費を計上しているが、専門員の人件費については県民生活部で執行見込のため、本事業費では非常勤嘱託職員1名分の執行となる見込。  事業実績 労働相談件数 121件(うち、労働者121件、使用者0件) 2名の相談員は、県民生活センターにおいて、労働相談の他、交通事故相談や法律相談等を分掌している。 ・労働条件に関すること 75件 ・雇用に関すること 2件 ・勤労者福祉に関すること 12件 ・男女雇用機会均等に関すること 1件 ・その他 31件
根拠法令等	個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律第20条、「中小企業労働相談機能の強化について」(昭和30年10月7日付け労発第29号労働省事務次官通達)、中小企業労働相談所設置要綱、中小企業労働相談所運営要綱

## 事業の目標、実施状況等(事業実績及び成果の達成状況)

事業の実施状況と 目標の実現度	26年度	27年度		28年度	29年度	事業目標の考え方
	実績値	目標値	実績値	見込値	目標値	
活動指標 労働相談件数 (参考) 法律相談件数 交通事故相談件数	140件 (1,569件 118件)	116件	121件 (1,605件 137件)	123件	128件	活動指標 目標設定の考え方 ・H27目標値はH24~H26実績値の平均、H28見込値はH25~H27実績値の平均、H29目標値はH26~H27実績値及びH28見込値の平均 データの出典等 労働相談実施状況報告
活動指標達成率 (実績値/目標値)			104.3 %			
成果指標 成果指標達成率 (実績値/目標値)			%			成果指標 目標設定の考え方 データの出典等
決算額又は予算額 (千円) うち一財額	5,911 5,911		5,934 5,934	3,397 3,397	3,397 3,397	成果指標によらない成果
所要時間(直接分)	24 時間		24 時間	24 時間	24 時間	労働問題が複雑・多様化する中、相談員は的確かつ専門的な助言を行い、きめ細かく対応することで労使関係の安定に貢献している。 また、相談者から相談後の状況報告や感謝の連絡を受ける等、相談者の不安や悩みの解消につながっている。
所要時間(間接分)	0 時間		0 時間	0 時間	0 時間	
所要時間計	24 時間		24 時間	24 時間	24 時間	
人件費コスト 単位:千円 (@2,044円×所要時間)	49		49	49	49	

## これまでの事業の見直し・改善状況

<平成14年度まで> 県内5箇所の地域振興局企画振興部に労働相談員を各1名ずつ計5名(専任)配置
<平成15年度~平成16年度まで> 県民相談センター(平成18年度~県民生活センター)で集中的に相談を受け付けることとし、労働相談員をセンターに2名(専任)、南都留出張所に1名(兼務)配置
<平成17年度~> 県民相談センターに1名(兼務)、地方相談室(南都留)に1名(兼務)配置 兼務とは交通事故、法律相談も担当
平成元年から21年度までは上記相談員とは別に特別労働相談員(弁護士)を1名配置していたが、労働相談員の専門性の向上や相談件数の減少等により廃止。

### 活動量と成果の判断(平成27年度の業績評価)

(1) 事業は予定された活動量を上げているか (「活動指標の達成率」等から事業の活動量を判断)		
数値判定	活動量に係る一次評価	活動量に係る一次評価の考え方 数値判定と一次評価が異なる場合等に記載すること
H27年度活動指標の達成率		
b	b	

a: 予定を超えた活動量がある(120%以上) b: 予定どおりの活動量がある(80%以上120%未満) c: 予定したほど活動量がない(40%以上80%未満)  
d: 予定した活動量に著しく足りない(40%未満)

(2) 事業は意図した成果を上げているか (「成果指標の達成率」、「成果指標によらない成果」から事業の成果を判断)		
数値判定	成果に係る一次評価	成果に係る一次評価の考え方 必ず記載すること
H27年度成果指標の達成率		中小企業における様々な労働問題の相談窓口として、中小企業の事業主及び勤労者からの相談に当たると共に、必要に応じて関係機関への連絡・紹介を行っている。 また、複雑化・多様化する相談内容に対しても、相談員の豊富な知識と経験を活かしたきめ細かい対応が取られており、相談者の不安若しくは悩みの解消を通じた労使関係の安定に貢献しているため、意図した成果はほぼ上げている。
	b	

a: 意図した成果を十分に上げている(120%以上) b: 意図した成果はほぼ上げている(80%以上120%未満) c: 意図した成果は十分ではないが、対象や方法の改善により成果の向上が見込める(40%以上80%未満) d: 意図した成果が十分でなく、成果を上げる方法も見あたらない(40%未満)

### 見直しの必要性(平成29年度に向けた改善等の考え方)

一次評価(担当部局評価結果)		
見直しの必要性	説明	以外の判断項目
無	事業創設時は労働紛争や労働組合間の対立等をめぐって多くの労働事件が発生し、社会問題となっていたことから、労使関係者に対する啓発及び相談活動の促進強化を図り、労働問題の改善に資するため、中小企業労働相談所を設置。 事業創設から40年近く経過する現在においては、雇用形態が多様化する中で労働法など法律問題を含んだ労働相談が多く、複雑化していることから、今後も労使関係の安定のため、労働相談は必要である。 また、従前5箇所あった相談所をH15年度から甲府と都留の2カ所に集約するとともに、H17年度以降、相談員は県民生活センターの法律・交通事故相談業務を兼任するなど、時代の変遷にあわせて適宜見直ししており、効率的な事業執行に努めている。	

・「以外の判断項目」の欄

a: 目的の達成 b: 新たな課題への対応 c: 対象の変化 d: ニーズの変化 e: 法律・制度の改正 f: 民間等実施 g: 市町村等へ移管 h: 外部委託  
i: 経費節減 j: 類似事業と統合・連携 k: 所要時間の縮減 l: プロセスの改善 m: その他

二次評価(担当部局再評価結果) 行政評価アドバイザー会議(外部評価)での指摘事項を踏まえた担当部局による再評価		
見直しの必要性	説明	以外の判断項目

・「以外の判断項目」の欄は、上記と同様とする

### 見直しの方向(平成29年度当初予算等での対応状況)

見直しの方向	具体的な実施計画等 「見直しの必要性」と「見直しの方向」が異なる場合は、その理由も記載すること
予算要求時に記入	
予算編成後に修正等	

・見直しの方向は、「廃止」「一部廃止(施設については「譲渡」)」「終期設定」「休止」「他事業と統合」「縮小」「拡大」「実施方法等の変更」「改善済み」の中から選択し、「見直しの必要性」を踏まえ、具体的な実施計画等を分かりやすく記載すること

・見直しがない場合は「現行どおり」と記載し、必要に応じてその理由を記載すること

# 自主点検シート(事業の内容及び所要時間)に関する附属資料

様式2

所属名 : 労政雇用課

細事業名 : 中小企業労働相談事業費

調書番号 : 8

事業の内容を細分化した業務名	具体的な業務プロセス(手順)	業務の時期(フロー)	H27 所要 時間 (h)	H28 所要 時間 (h)A	H29 所要 時間 (h)B	縮減等 B - A	具体的な業務の 見直しの内容	見直しに至った理由等 (又は見直しなしの理由等)
1 雇用に係る事務 処理	給与、手当等支給 事務	毎月	24	24	24	0	なし	必要最小限の時間で業務を実施しているため
						0		
						0		
						0		
						0		
(小計)			24	24	24	0		
2						0		
						0		
						0		
						0		
						0		
(小計)			0	0	0	0		
3						0		
						0		
						0		
						0		
						0		
(小計)			0	0	0	0		
所要時間 (計)			24	24	24	0		

(留意事項)

- 1 事業を細分化した業務名は、事務事業を構成する業務ごとに細分化し、その業務名を記載すること。
- 2 具体的な業務プロセス(手順)は、できる限り多くのプロセスを記載すること。
- 3 業務の時期は、業務のフローがわかるように具体的な業務プロセスごとに記載すること。(毎月、四半期ごとの業務等は、その1サイクルの期間を記載すること。)
- 4 各年度の所要時間(計)は、事務事業自主点検シートの「事業の目標、実施状況等」の「所要時間計」と一致すること。
- 5 具体的な業務の見直しの内容は、わかりやすく簡潔に記載すること。(県民から見て分かりやすい表現とすること。)なお、見直しがない場合は、「なし」と記載すること。
- 6 見直しに至った理由または見直しなしの理由は、詳細に記載すること。(具体的な業務プロセスごと、または細分化した業務ごとに記載すること。)
- 7 適宜、業務内容に合わせ、行を加除して記載すること。(複数ページ可)

○ 中小企業労働相談事業費について

1 事業創設の経緯

事業創設時は労働紛争や労働組合間の対立等を巡って多くの労働事件が発生し、社会問題となっていたことから、労使関係者に対する啓発及び相談活動の促進強化を図り、労働問題の改善に資するため、中小企業労働相談所を設置した。

2 概要

中小企業労働相談所については、県民生活センター内（甲府 J A 会館内）及び地方相談室（南都留合同庁舎内）に労働相談員を 1 名ずつ配置し、労使関係の安定促進を目的として、主として中小企業の労働者からの労働相談に当たっている。また、必要に応じて関係機関への連絡・紹介を行い問題の解決を図っている。

- 主な連絡紹介先①相談の中で当事者が希望し、労使間の紛争解決に必要な案件について労働委員会のあっせん制度の紹介  
②労働基準法などの法令違反の相談等は権限を有する機関（労働局、労働基準監督署など）の紹介  
③県民生活センターの弁護士相談（毎週水曜日 予約制）の紹介

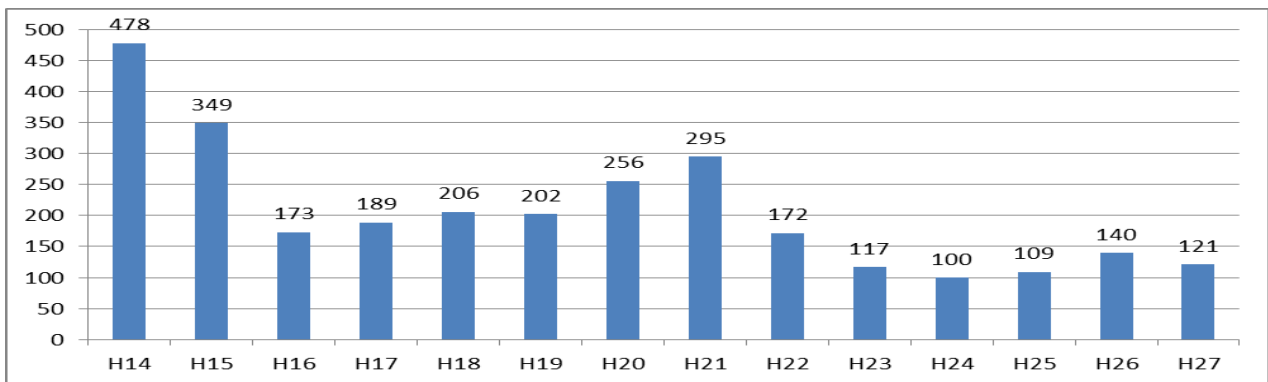
3 労働相談員の設置、人件費

労働法及び民法の研修を受けた相談員を次のとおり配置している。

- ・配置場所：県民生活センター 1 名（専門員） J A 会館 5 階  
※専門員（県再任用職員）のため県民生活部で執行  
県民生活センター地方相談室 1 名（非常勤嘱託） 南都留合同庁舎 1 階 人件費：3,397 千円

4 相談内容及び件数

(1) 相談実績件数の推移【H14～H27 年度】



(2) 相談内容の内訳【H27 年度】

項目	件数	備考
労働条件に関する事	75件	賃金、労働時間、休日・休暇、退職・退職金など
雇用に関する事	2件	配置転換
勤労者福祉に関する事	12件	労働保険、退職金共済制度
男女雇用機会均等に関する事	1件	育児休業・介護休業
その他	31件	職場の人間関係など
計	121件	(うち労働者121件、使用者0件)

※2名の相談員は、労働相談の他、交通事故相談や法律相談等を分掌している。

## 5 労働相談組織経緯

年 度	設 置 箇 所	相 談 員 数		備 考
		専 任	兼 務(※)	
～H4年度	労政事務所(3箇所)	4人		甲府2人、諏沢1人、都留1人
H5～12年度	地方振興事務所(8箇所)	8人		
H13～14年度	地域振興局企画振興部(5箇所)	5人		
H15～16年度	県民相談センター(※)及び南都留出張所	2人	1人	センター2人(専任)、南都留出張所1人(兼務)
H17年度～	県民相談センター及び地方相談室		2人	センター1人(兼務)、地方相談室1人(兼務)

※兼務は交通事故、法律相談も担当

※県民生活センターは平成18年度から県民生活センターに改称

※H1～21年度までは上記相談員とは別に特別労働相談員(弁護士)を1名配置していたが、労働相談員の専門性の向上や相談件数の減少等により廃止

## 6 他の関係機関

○中小企業労働相談所以外の労働相談機関として次の施設がある。

県：労働委員会（個別的労使紛争に係るあっせん制度）【H27年度相談実績：88件】

※個々の労働者と使用者との間の労働関係に関する紛争の解決を促進するため、あっせん員が当事者双方の主張を確かめ、あっせん案の提示などを行う。(H27年度は9件)。

国：山梨労働局（総合労働相談）【H27年度相談実績：5,764件】

※労働基準法などの法令違反の申告・相談

※個別労使紛争に係る相談

市町村：甲府市（社会保険労務士による総合労働相談）、その他の市町村はホームページ等で県や国の機関を紹介

その他：県労働者福祉協会・連合山梨、県弁護士会、県社会保険労務士会

## 7 労働相談必要性

- (1) 労働法関係諸法規を根拠とした指導や助言を行うことで、労働関係、労働条件、労働福祉などに関する労使間の紛争を自主的に解決したり、職場におけるトラブルを未然に防止することができる。
- (2) 大企業に比べて労働組合もなく就業規則なども未整備の中小企業の労働者の相談に対応するため。
- (3) 労働相談の窓口的業務も担っており、迅速に関係機関等の紹介を行うことができる。
- (4) 相談件数は減少傾向にあるが、他の相談と一緒に対応することで効率的な運営体制となっている。
- (5) 労働相談窓口を独自で設置している市町村がほとんどない（ホームページ等で県や国の機関を紹介している）。
- (6) 仕事と家庭が両立できる職場づくりをはじめとした職場環境改善の重要性が増している。

## 8 他県の状況

- ・設置している都道府県 41（うち委託4）
- ・設置していない都道府県 6（労働委員会事務局対応 3 県職員対応 3）

## 参考

### ○ 個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律（平成十三年法律第百十二号）

（地方公共団体の施策等）

第二十条 地方公共団体は、国の施策と相まって、当該地域の実情に応じ、個別労働関係紛争を未然に防止し、及び個別労働関係紛争の自主的な解決を促進するため、労働者、求職者又は事業主に対する情報の提供、相談、あっせんその他の必要な施策を推進するように努めるものとする。

## 中小企業労働相談所設置要綱

(設置)

第1条 中小企業における労働相談の多様化に鑑み、労使関係の安定促進を図るため、労働相談機能の強化を目的として、中小企業労働相談所(以下「相談所」という。)を設置する。

(相談所の名称及び設置場所)

第2条 相談所の名称及び設置場所は、次表のとおりとする。

労働相談所の名称	設置場所
山梨県中小企業労働相談所県民生活センター	県民生活センター

(所掌事務)

第3条 相談所の所掌事務は、中小企業等の労働相談に関することとする。

(相談所長等)

第4条 相談所に所長及び労働相談員並びに必要な職員を置く。

2 所長は県民生活センター所長をもって充てる。

3 労働相談員は、県民生活センターの専門員または非常勤嘱託をこれに充てる。

4 職員は、県民生活センターの職員のうちから県民生活センター所長が任命するものとする。

(業務運営)

第5条 相談所の運営については、別に定める。

附則

この要綱は、昭和55年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成13年10月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

## 中小企業労働相談所運営要綱

### (目的)

第1条 中小企業等における労働問題の多様性に鑑み、労働関係諸機関の緊密な連携による指導と労使関係者に対する啓発及び相談活動の促進強化を図り、労働問題の改善に資する。

### (所管事項)

第2条 中小企業労働相談所(以下「相談所」という。)は、中小企業等における次に掲げる事項についての労働相談に応ずる窓口であって、直接労働相談に当たるとともに、必要に応じて関係機関への連絡紹介を行うものとする。

- (1) 個人及び団体における労使関係の安定に資すること。
- (2) 労務管理の改善に関すること。
- (3) 労働組合の運営及び労使紛争の予防に関すること。
- (4) 労働福祉の向上に関すること。

### (中小企業労働相談員)

第3条 相談所に中小企業労働相談員(以下「相談員」という。)を置き、民間有識者であって中小企業等の労働問題に精通し、合理的な労使関係樹立に熱意のある者のうちから知事が任命する。

### (業務運営)

第4条 所長は、常に労政雇用課及び関係行政機関と積極的に連絡し、その協力を求めなければならない。

2 相談所における業務は概ね次のとおりとする。

- (1) 常時相談  
相談員により実施する。
- (2) 巡回相談  
労使関係者の便益等を勘案して、相談員により適宜効率的に実施する。

3 外国人からの労働相談に対応するため、必要な場合に通訳の協力を得るものとする。

### (事務処理)

第5条 労働争議に関して相談を受けたときは、労政雇用課へ連絡するとともに、適切な助言を行わなければならない。

2 他の行政機関の所管に属する事項について相談を受けたときは、必要に応じて当該機関に移送するなど、労使関係者の便益等を勘案しなければならない。

### (啓発)

第6条 労使関係者の積極的利用促進を図るため、報道機関、「やまなし労働」その他の広報媒体を利用して、相談所の業務内容の周知に努め、その機能強化を図らなければならない。



(相談上の心得)

第7条 相談に当たっては、関係者が気軽に来訪できるように留意するとともに、常に厳正中立でなければならない。また、相談上知り得た秘密を外部に漏らしてはならない。

2 常に専門的知識のかん養と円滑な常識保持に心がけ、事案の処理に当たっては、できるだけ具体的資料を活用し、労働経済の動向や労働条件の推移の把握に努めなければならない。

3 事案の処理は迅速かつ的確に行い、問題によっては事後指導に努めなければならない。

(相談簿の備え付け及び報告)

第8条 相談を受けたときは、相談内容、処理経過等を相談簿(様式1)に記録するものとする。

2 所長は、毎月10日までに、前月分の相談件数を中小企業労働相談所利用状況報告(様式2~様式7)により労政雇用課長に報告しなければならない。

附則

この要綱は、昭和55年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、昭和57年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成13年10月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

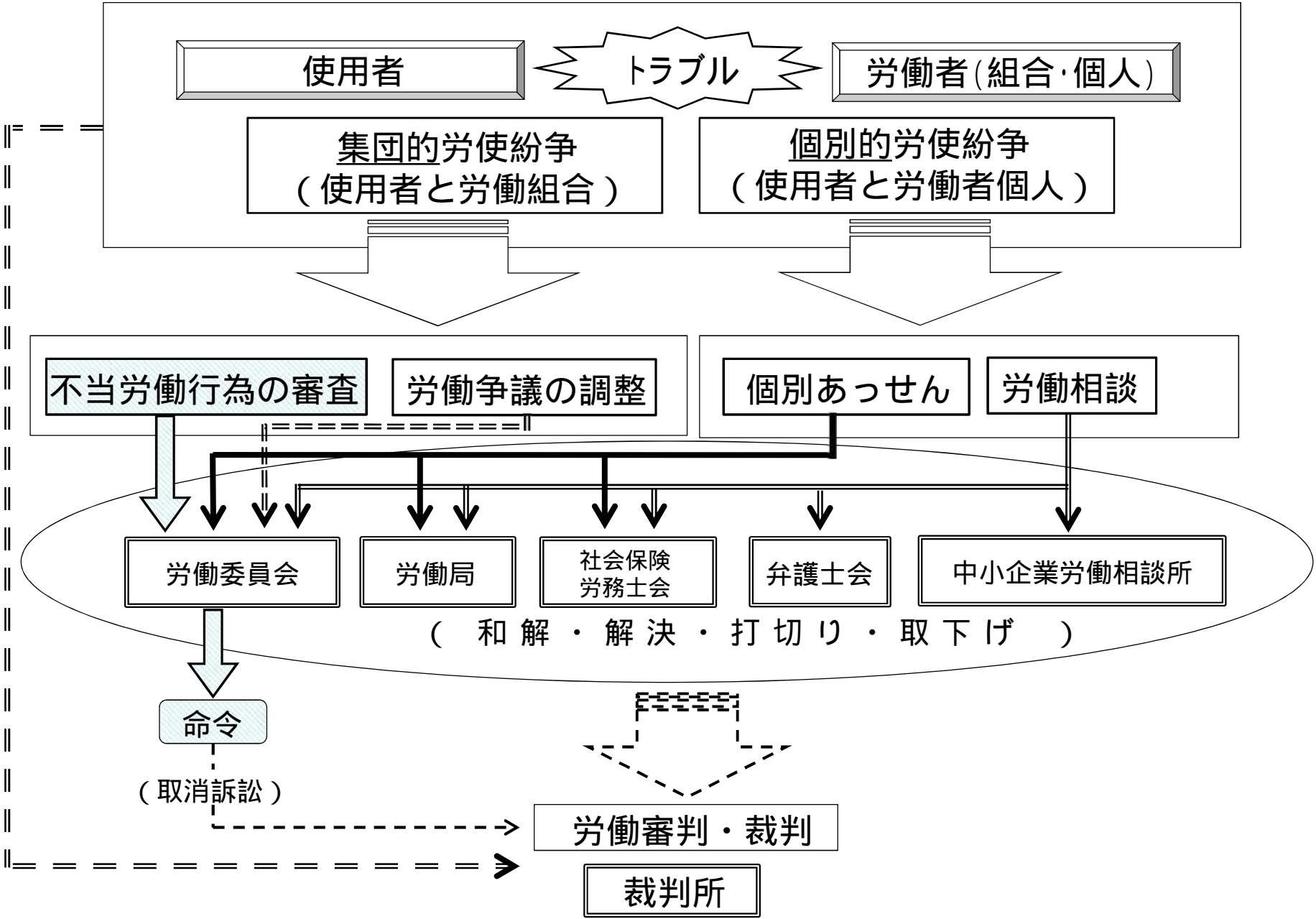
附則

この要綱は、平成26年7月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

# 労使間のトラブル解決のための主な制度・機関



# ご存じですか？労働委員会

## ～雇用のトラブル まず相談～



# まずは、お気軽にご相談ください

**無料・秘密厳守** 事業主もご利用いただけます！

### 雇用のトラブルの解決援助を受けたい方は

弁護士、労働組合の役員、会社経営者など現場の労使関係に精通し、経験豊かな労働委員が間に入り、話し合いによるトラブルの解決を援助します。

山梨県労働委員会 甲府市丸の内1-6-1 県庁北別館3階 電話 055-223-1827

ホームページもご覧下さい。

山梨 労働サポート

検索

### 賃金、解雇、いじめなど 労働問題全般についてのご相談は

専門の相談員が、労働に関する様々な悩みや疑問について、アドバイスや解決機関の紹介など、より良い解決方法をご提案します。

#### 中小企業労働相談所

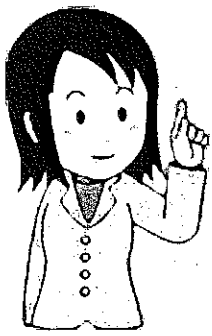
(県民生活センター内)

甲府市飯田1-1-20 山梨県JA会館5階 電話 055-223-1366

(県民生活センター地方相談室内)

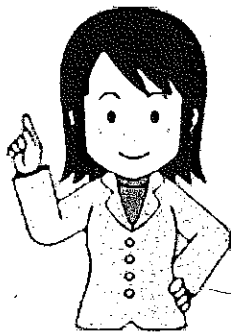
都留市田原3-3-3 南都留合同庁舎1階 電話 0554-45-5038

相談日時 月曜日～金曜日(平日) 午前8時30分～午後5時



## 労働相談では こんな相談にお答えします

- Q 1. 仕事がなく休業を命じられました。給料はもらえませんか？
- Q 2. 経営が苦しいという理由で、給料を払ってもらえません。  
会社が倒産したら、未払いの給与や退職金はどうなりますか？
- Q 3. 営業車で資材を搬送中、納入先のシャッターを壊してしまいました。  
修繕費の全額を毎月の給料から天引きされています。
- Q 4. 月給が求人広告の内容と違っていました。 どうしようもないですか？
- Q 5. 端から見ると和気あいあいと楽しい雰囲気職場に見えますが、  
実態はセクハラが日常的に行われています。 会社は対応してくれません。



## あっせんでは こんな解決事例があります

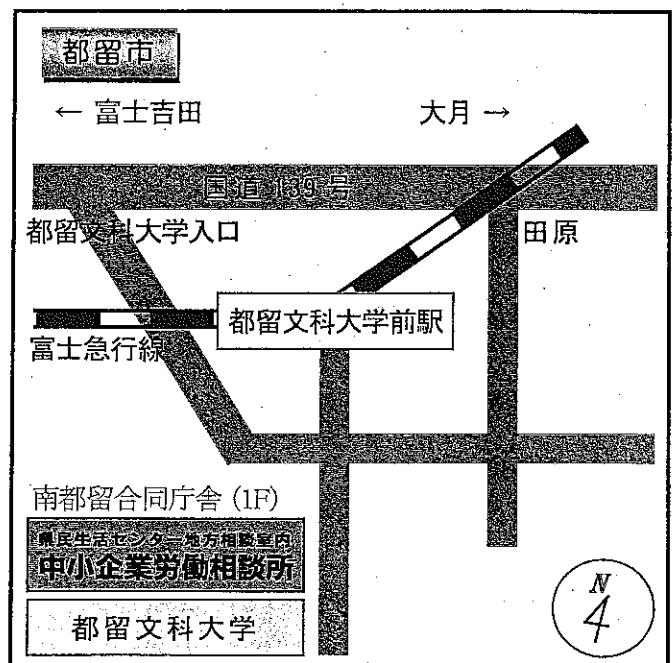
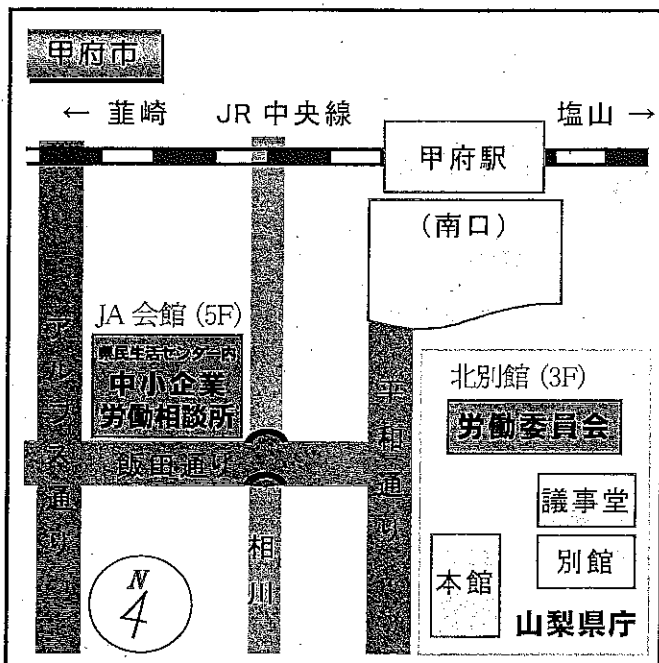
★「あっせん」とは、話し合いによる雇用のトラブルの解決援助制度です。

### 【あっせんの申請】

申請者は、会社にパートとして9年間勤務。新たに就任した役員と口論となり、申請者の仕事を別の社員に全て移行され、その後年度末での雇止めを通告されました。申請者は会社に契約更新のお願いを書留で送り、労働委員会にあっせんを申請しました。

### 【あっせんの結果】

あっせん員の説得の結果、会社は申請者とのコミュニケーション不足を認め、雇止めを撤回する意向を示しました。しかし、申請者は職場に戻りにくい状況であったため、最終的に会社が解決金を支払うことで問題解決となりました。



# 中小企業労働相談事業の概歴

2016/7/14 13:57

年度	決算額 (見込額) (千円)	財源		相談員数 (人)		相談 件数	行政評価		備 考
		県費	国補(中小企業福祉事業費補助金)	一般 相談 員	特別 相談 員			見直し内容	
H14	11,681	○	○	5	1	478			・専任5名(各地域振興局1名ずつ) ・特別旅費(212千円)含む
H15	7,451	○	○	3	1	349			・専任3名(センター2名、郡内1名) ・特別旅費(47千円)含む。予算要求は5名分 ・県民相談センターでの一局化等を図るため2名減
H16	7,839	○	○	3	1	173	有	相談員の配置見直し	・専任3名(センター2名、郡内1名)
H17	5,273	○	○	2	1	189			・兼務2名(センター1名、郡内1名) ・特別旅費(32千円)含む
H18	5,476	○	○	2	1	206	有	周知及び関係機関との連携	・兼務2名(センター1名、郡内1名) ・県民相談センターから県民生活センターへ改称
H19	5,462	○	○	2	1	202			・兼務2名(センター1名、郡内1名)
H20	5,422	○		2	1	256			・兼務2名(センター1名、郡内1名) ・国補廃止
H21	5,422	○		2	1	295	有	特別労働相談員の廃止	・兼務2名(センター1名、郡内1名)
H22	5,803	○		2		172			・兼務2名(センター1名、郡内1名) ・特別労働相談員廃止 ・労働委員会による労働相談開始
H23	5,884	○		2		117			兼務2名(センター1名、郡内1名) ・現員現給による予算増
H24	5,889	○		2		100			・兼務2名(センター1名、郡内1名)
H25	5,958	○		2		109			・兼務2名(センター1名、郡内1名)
H26	5,711	○		2		140	有	現行どおり	・兼務2名(センター1名、郡内1名)
H27	5,934	○		2		121			・兼務2名(センター1名、郡内1名)
H28	3,397	○		2			有		・兼務2名(センター1名、郡内1名)